

栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 令和3（2021）年6月25日（金） 午後2時から
- 2 開催場所 ニューみくら208会議室
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 令和2（2020）年10月1日から令和3（2021）年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,250件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)
- 6 議事等の概要
 - (1) 報告事項
 - 1 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
 - 2 抽出事案の選定理由について
横須賀委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。
 - (2) 審議事項
 - 1 「一級河川永野川 護岸工事その4（災害助成）」について
 - ・工事箇所 栃木市大皆川町
 - ・県土整備部河川課発注（一般競争入札）
 - 2 「那須庁舎本館棟新築工事」について
 - ・工事箇所 大田原市本町2丁目
 - ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
 - 3 「令2県営経営体基盤引田第3工区圃整工事」について
 - ・工事箇所 鹿沼市引田地内
 - ・農政部上都賀農業振興事務所（指名競争入札）
 - 4 「法面工事 足利工高西その1（1県単災）」について
 - ・工事箇所 足利高校西 足利市西宮町
 - ・県土整備部安足土木事務所発注（指名競争入札）
 - 5 「栃木県総合運動公園陸上競技場映像設備・音響設備工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市西川田4丁目1番1号 栃木県総合運動公園陸上競技場
 - ・教育委員会事務局スポーツ振興課（随意契約）
 - (3) 審議結果について
いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 金額的には総合評価落札方式が適用されてもよいと思いますが、条件付き一般競争入札で発注しているのは、災害復旧という事情があつてのことですか。
- A いち早く復旧復興をしていくため、災害復旧工事については、総合評価落札方式ではなく、入札手続きがより簡便で工事にすぐに着手できる、条件付き一般競争入札を用いています。
- Q 分離分割発注とのことですが、取り抜けの際、重複して入札をする業者に関してルールがありましたら教えてください。
- A 同一河川の工事について、2つまで落札できるようになっています。入札公告において条件に付している状況です。
- Q 栃木県内に本店があるS A級の企業は何社ですか。

- A 56社です。昨年は55社です。
- Q 今回と同程度の災害復旧工事も、同様の規格で工事を実施するのですか。
- A 現在、県内の大きな7河川（足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市）で、同様の規格で大規模な復旧工事を実施しているところです。
- Q 分離分割発注とのことですが、他の工区の参加業者数も7社程度だったのですか。
- A 7社です。
- Q 今回の工事はJVを組んだようですが、もう少し工区を細かく分けて、単体で入札に参加いただく可能性もあると思われるが、今回の方法で入札を実施した理由を教えてください。
- A 県内の大きな7河川について、大規模な災害復旧をする必要があるため、3億円から5億円を1つの工区として工事を発注することで、早期復旧に向けて実施しています。

【審議案件2について】

- Q 過去に3階建以上の建物の施工実績があることを入札への参加条件にしているようですが、今回、5階建の建物を施工することから、仮に5階建以上の建物の施工実績がないと入札に参加できないとした場合、今回、入札に参加した業者は、条件をクリアできなかったのですか。
- A 階数がクリアできないと入り口条件もクリアできないため、エントリー自体できない状況になってしまいます。今回、入札に参加した業者も入り口条件が5階以上ですとクリアできない状況でした。
- Q SA業者でも5階以上の実績はなかったのですか。
- A 5階建以上の建物は、RC造、SRC造であり、そもそも県内の公共建築物では数が多くなく、県内でも数社しか実績がない状況です。民間工事ですと、5階建以上という条件はクリアできますが、S造になってしまい、RC造、SRC造というものがなかなか難しいため、条件をクリアできる所はかなり絞られてしまいます。
- Q そのため、総合評価の加点条件も5階以上ではなく4階以上としたのですか。
- A そうです。

【審議案件3について】

- Q 予定価格は事前公表しているのですか。
- A はい。公表しています。
- Q 令和元年度2月補正予算ということで、農政部長の通知した方法で入札を実施するようですが、令和元年度2月の補正予算では令和2年度のいつまでに発注するのですか。
- A 補正予算の趣旨を踏まえ、令和2年9月末までに起工する建設工事となっています。
- Q 第1工区、第2工区の入札状況を教えてください。
- A 第3工区と同様、工事業者14社指名で行われている工事になります。3工区取り扱って14社同じ業者を指名し設定金額の多い順番に入札を実施しました。
- Q どのように3工区を分けたのですか。また、技術的なものは全ての工区とも同様の工事ですか。
- A 技術的なものは全て工区とも同様の工事です。それから、工事への進入路の関係等により予算の範囲内で工区分けをしている状況です。

【審議案件4について】

- Q 予定価格は事前公表していますか。
- A 事前公表しています。
- Q 災害復旧工事ということで、金額的には大きいものの指名競争入札でできるとのことですが、総合評価にかけず一般競争入札で価格競争をするという考え方もある中で、今回、指名競争入札にした理由を教えてください。
- A できるだけ早急に業者と契約をして工事に着手する必要があるため、指名競争入札としました。
- Q 建設工事指名選定チェックリストについて、もう少し近隣の建設会社は入れることはできなかったのですか。
- A グランドアンカー工という特殊な工事であり、5,000万円を超える工事でもあるため、A級業者という選択をした結果、管内ですと2社しか指名できなかったため、管外のA級業者を指名しました。業者にとって県北方面から受注するというのは厳しいだろうという想定はしましたが、万が一の事態として入札ができない、落札者が決まらないということは避けたいということで、広く業者を指名し、指名競争入札をしました。

Q 今回の工事の規模であると、JVを組む規模では無いのですか。

A はい。

Q 今回指名した東京の業者2社について、過去に受注した工事は、今回の工事に近い規模感だったのですか。また、今回の工事に必要な技術力があったのですか。

A 2社とも5,000万円程度と同規模の工事を施工しており、工事成績も良好でした。できるだけ入札いただける可能性が高い業者を、広く指名しました。

【審議案件5について】

Q 陸上競技大会などを数回開催したところ競技団体から色々な要望があったとのことですが、具体的にどのような不具合があって今回の工事を実施したのですか。

A 陸上競技大会、Jリーグを始めとしたサッカー大会については、審判の控え室等が必要になってきますが、現行では、扉を閉め切ってしまう状況があるということで、外で何が起きているか全く分からない状況になってしまうことがあります。すなわち、大会運営が難しい状況が生じてしまっていましたので、それを回避しなければ、そもそも大会の開催が難しいことから、今回の工事は必要性があると判断しました。

Q 本来であればカンセキスタジアムの建設工事の段階から今回の工事を行ってよかったのかなと思いますが、なぜ、供用開始後に工事をしたのですか。

A カンセキスタジアムの建設段階では、競技団体から幅広く意見を聞き設計を進めてきたところですが、使ってみないと分からない部分があり、今回の工事については、どうしても後手後手になってしまった状況です。

Q 今回の契約者を選んだ理由として、建設段階から電気工事に携わっていたとのことですが、総合運動公園の電気工事について、全て今回の契約者が対応を行っていたのですか。

A 全ての電気工事ではなく、カンセキスタジアムの音響設備、大型映像設備については、入札を経て今回の契約者が落札者となりました。

Q 12月からの全日本女子サッカーの開催前に設備を設置しようということで、特命随契を行ったとのことですが、複数社の見積り合わせによる随意契約は、期限的に難しい問題だったのですか。本来であれば見積り合わせをした方がいいのかなと思います。

A 入札または見積り合わせにより、他社が落札・施工することも事務処理上はあると思っています。ただ、実際に工事をするにあたっては、他社が落札したケースにおいては、そもそもの電気配線がどのようになっているか、それから、その回線と互換性のあるメーカー等、詳細が分からない状況でしたので、それらを踏まえると、到底12月には間に合わなかったため、一者専有の技術を生かす必要がありました。

Q 緊急随契にしなかった理由を教えてください。

A 緊急随契については、基本的に災害等で入札を行う期間が無い時の規定であると思います。一方で特命随契は、性質、目的が競争入札に適さないものであると思います。期間が無く、適正な工期がとれそうにない状況であることを考えると、今回の契約者が持つ技術や経験、知識が重要になってくると思ったところです。